

**改正**

平成26年4月7日規則第16号

平成28年6月2日規則第37号

令和3年3月30日規則第12号

令和4年3月31日規則第27号

吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金交付規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地球温暖化対策として再生可能エネルギー利用の促進を図るため、住宅用太陽光発電設備等を設置する者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存住宅 市内に所在し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅でない1つの住宅からなる建物（店舗、事務所その他の住宅以外の用途部分のある場合にあつては、住宅用部分の床面積が総床面積の2分の1以上を占めるもの）をいう。

(2) Z E H 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。

(3) 国Z E H補助金 国が実施するZ E Hを対象とした補助金をいう。

(補助対象設備)

**第3条** 補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいう。

(1) 太陽光発電設備

ア 太陽光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する設備であること。

イ 発電設備における太陽電池モジュールの公称最大出力が10キロワット未満であること。

ウ 未使用品の既製品であること。

エ 電力会社と電灯契約及び余剰電力の電力需給契約を締結することができるものであること。

(2) 定置用蓄電池

ア 太陽光発電により発電した電力を必要に応じて活用することができるものであること。

イ 設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワット以上であること。

ウ 未使用品の既製品であること。

(補助対象者)

**第4条** 補助申請を行うことができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 市内に居住し、又はこの規則による補助金の交付申請の日の属する年度の末日までに市内に居住する予定であること。

(2) 自ら所有し、かつ、自らの居住の用に供する既存住宅に補助対象設備を設置し、又はZEHの新築に合わせて補助対象設備を設置すること。

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に定める地方団体の徴収金の滞納がないこと。

(4) この規則及び吉川市住宅用太陽光発電設備設置事業補助金交付要綱を廃止する告示（平成26年吉川市告示第69号）により廃止される前の吉川市住宅用太陽光発電設備設置事業補助金交付要綱（平成24年吉川市告示第56号）により、同一の補助対象設備の補助金の交付を受けたことがないこと。

(5) 定置用蓄電池のみを設置する場合にあっては、既設の太陽光発電設備を有し、それと定置用蓄電池を接続できる既存住宅を有する者であること。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、吉川市住宅用太陽光発電設備設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表2に掲げる書類を添付して、補助対象設備の設置工事完了後60日又は補助対象設備を設置する住宅の所有権取得後60日のいずれか遅い日までに市長に提出するものとする。

(交付決定及び額の確定)

**第7条** 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付するとした者については、吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金交付決定・額確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないと決定した者については、吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

**第8条** 前条第2項の規定により交付決定・額確定通知書を受けた者は、吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金請求書（様式第4号）に必要な事項を記載の上、市長に提出するものとする。

2 前項の請求書には、交付決定・額確定通知書の写しを添付しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により請求書を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

**第9条** 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 前項により補助金の交付の決定を取り消すときは、吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付の決定を受けた者に対して通知するものとする。

（返還命令）

**第10条** 市長は、補助金の交付の決定を取り消した者に対する補助金の返還命令は、吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金返還命令書（様式第6号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

**第11条** 補助事業者は、補助事業により取得した補助対象設備を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

（補則）

**第12条** この規則に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

別表1

補助対象設備	補助金額	
太陽光発電設備	4キロワット未満	30,000円
	4キロワット以上	40,000円
定置用蓄電池		50,000円

太陽光発電設備及び 定置用蓄電池	100,000円
---------------------	----------

別表 2

既 存 住 宅	申請者の住民票の写し(※) 建物の登記事項証明書 設置場所及び付近の図面 工事請負契約書又は売買契約書の写し 補助対象設備の規格が分かる書類 設置工事に係る領収書の写し 補助対象設備設置場所の設置前後の状態を示す写真(定置用蓄電池のみの補助を受ける場合は、既設の太陽光発電設備の写真も添付) 設置しようとする補助対象設備が未使用品と分かる書類 市税等に係る納税証明書(※) 電力会社との電力需給契約が確認できる書類の写し(定置用蓄電池のみの補助を受ける場合は、不要) その他市長が必要と認める書類
Z E H ( 新 築 )	申請者の住民票の写し(※) 建物の登記事項証明書 設置場所及び付近の図面 補助対象設備の規格が分かる書類 補助対象設備設置場所の設置後の状態を示す写真 設置しようとする補助対象設備が未使用品と分かる書類 国ZEH補助金の交付決定通知書及び額確定通知書の写し 市税等に係る納税証明書(※) その他市長が必要と認める書類

(※) 交付申請者の個人情報の確認欄について同意があれば提出省略可

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成26年規則第16号)

(施行日)

- 1 この規則は、公布の日より施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の日から平成26年4月30日までの間におけるこの規則による改正後の吉川市住宅用太陽光発電設備設置事業補助金交付規則第6条第1項の適用については、同項中「設置工事完了後30日まで」とあるのは、「平成26年2月1日以後に住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業実施細則(平成23年J-PEC第1110-0058号)第11条の規定による交付決定の通知のあった設置工事で市内に事業所を置く事業者が行ったものの完了後」とする。

**附 則**（平成28年6月2日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年3月30日規則第12号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年3月31日規則第27号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(表面)

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

(宛先) 吉川市長

申請者 住 所  
氏 名

吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金交付申請書

住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金の交付を受けたいので、吉川市住宅用太陽光発電設備設置事業補助金交付規則第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1	設置場所の地名地番	吉川市	
2	設置する家屋の区分	既存住宅 ・ 新築 (Z E H)	
3	設置する設備	太陽光発電設備 ・ 定置用蓄電池 (太陽光発電設備設置の場合：公称最大出力 k w)	
4	交付申請額	円	
5	設置工事日	着工年月日	年 月 日
		完了年月日	年 月 日
6	添付書類	裏面のとおり	

※裏面に記載する添付書類のうち「申請者の住民票の写し」及び「市税等に係る納税証明書」は、次の個人情報の確認について同意いただいた場合は、提出を省略できます。

個人情報確認欄
私は、住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金の交付申請にあたり、私に関する「住民登録」及び「市税等の納税状況」に関する情報を、市が確認することに同意します。
住所 _____ 氏名 _____

(裏面)

既存住宅に係る添付書類	<input type="checkbox"/>	申請者の住民票の写し(※)
	<input type="checkbox"/>	建物の登記事項証明書
	<input type="checkbox"/>	設置場所及び付近の図面
	<input type="checkbox"/>	工事請負契約書又は売買契約書の写し
	<input type="checkbox"/>	補助対象設備の規格が分かる書類
	<input type="checkbox"/>	設置工事に係る領収書の写し
	<input type="checkbox"/>	補助対象設備設置場所の設置前後の状態を示す写真(定置用蓄電池のみの補助を受ける場合は、既設の太陽光発電設備の写真も添付)
	<input type="checkbox"/>	設置しようとする補助対象設備が未使用品と分かる書類
	<input type="checkbox"/>	市税等に係る納税証明書(※)
	<input type="checkbox"/>	電力会社との電力需給契約が確認できる書類の写し(定置用蓄電池のみの補助を受ける場合は、不要)
	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類
ZEH(新築)に係る添付書類	<input type="checkbox"/>	申請者の住民票の写し(※)
	<input type="checkbox"/>	建物の登記事項証明書
	<input type="checkbox"/>	設置場所及び付近の図面
	<input type="checkbox"/>	補助対象設備の規格が分かる書類
	<input type="checkbox"/>	補助対象設備設置場所の設置後の状態を示す写真
	<input type="checkbox"/>	国ZEH補助金の交付決定通知書及び額確定通知書の写し
	<input type="checkbox"/>	市税等に係る納税証明書(※)
	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

(※) 交付申請者の個人情報の確認欄について同意があれば提出省略可

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

吉川市長 印

吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金交付決定・額確定通知書

年 月 日付で申請のあった住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金については、吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金交付規則第7条第1項の規定により、下記のとおり交付を決定したので、通知します。

記

交付決定・確定額 円

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

吉川市長

印

吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金については、吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金交付規則第7条第1項の規定により、下記の理由で不交付とするので、同条第3項の規定により通知します。

記

（理由）

吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金請求書

請求金額 円

年 月 日付け 第 号で額の決定のあった住宅用太陽光発電設備等  
設置事業補助金を下記のとおり請求します。

記

年 月 日

(宛先) 吉川市長

補助対象	住 所			
	氏 名	⑩		
振 込 先	金融機関名	銀 行	本 店	
		信用金庫	支 店	
		農 協	出張所	
	預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
口 座 名 義	フリガナ			
	氏 名			

第 号  
年 月 日

様

吉川市長



吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で決定した住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金については、吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金交付規則第9条第1項の規定により、下記のとおり交付の取消しを決定したので、通知します。

記

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消理由

第 号  
年 月 日

様

吉川市長



吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金については、吉川市住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金交付規則第10条の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助金の返還すべき金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法